

入・進学前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方へ
～「在学届」を提出してください！～

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた者が、平成22年4月以降も学部又は大学院に在学する場合、「在学届」を提出することにより在学期間中の返還が猶予されます。

該当する学生は、下記を参照し届出してください。()

記

- 届出対象者…(1)平成22年4月に大学院へ入・進学する学生
(2)以前に「在学届」を提出した者のうち、休学・留年等で平成22年4月以降も引き続き在学する学生
(3)前年度中に貸与が終了(辞退)した者のうち、平成22年4月以降も引き続き在学する学生

平成22年3月満期で奨学金の貸与が終了している奨学生は、リレー口座に加入しているため、10月から引き落としが始まります！猶予を希望する場合は必ず**在学届**を提出してください。

- 提出期間…平成22年4月1日(木)～4月19日(月)
- 提出先…所属する学部・研究科等の奨学金担当係
- 提出書類…「在学届」

「返還のてびき」に綴じこまれている「在学届」(P29)をコピーして使用するが、日本学生支援機構 HP(<http://www.jasso.go.jp>)【日本学生支援機構トップページ 奨学金 <奨学金の返還>各種願出用紙 在学届】からダウンロードして使用してください。また、本部奨学厚生グループ奨学チーム(安田講堂1階学生部センター内)でも配付しています。

平成21年度途中満期者で在学届未届けの者、一般猶予(研究生、自宅修学生等)で平成21年度末まで猶予中の者、返還中で4月に入学のため在学届を提出する者等は、上記の手続き期間及び書類等が異なります。至急本部奨学厚生グループ奨学チーム(安田講堂1階学生部センター内)へ申し出てください。

平成22年3月8日
本部奨学厚生グループ